

2025（令和7）年7月29日

外務大臣 岩屋 毅 様

国連 NGO 国内女性委員会委員長 紙谷雅子



第80回国連総会第3委員会におけるステートメントへの要望書

国連 NGO 国内女性委員会は1957年の創設以来、当委員会が推薦する「民間女性」が日本政府代表団の一員として国連総会第3委員会に参加しNGOからの要望を反映させる機会を様々な活かしてまいりました。昨今の多岐にわたる地球規模的な国際社会の危機的状況の中で、日本政府と市民社会のあらゆるステークホルダーとの協働とパートナーシップの形成がこれからもますます重要になると認識しております。今年度もNGO代表者が国連総会第3委員会の政府代表団のメンバーとしてステートメント等で、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントをはじめとする人権課題について民主的ガバナンスの重要性を表明できる機会をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。

COVID-19のパンデミックは、地球規模の課題を浮き彫りにし、その後の国際社会に新たな共通の問題をもたらしました。ロシアのウクライナ侵攻、ガザ地区、ミャンマー、スーダン、イスラエル・イランなど地球の各地における非人道的な武力行使と非常に不安定な政情、また気候変動や感染対策などの課題解決には国際協調が不可欠にもかかわらず、グローバル・ガバナンスと多国間主義の機能不全など、多くの人が安心して暮らすことのできる状況にはないという事実は変わっていません。その中で日本は2023年初めから2024年末までの2年間、国連安全保障理事会非常任理事国として法の支配、平和構築及び核軍縮・不拡散を優先事項として掲げ、国際環境における平和及び安全の実現と維持に最大限貢献してきました。さらに、2023年から2025年まで国連人権理事会理事国となり、国際社会において平和と安全の維持という使命と責任を果たすべく、努力しています。昨年のG20リオデジャネイロ・サミットにおいて、石破首相は、地球規模の課題解決に向けた協調と、グローバル・ガバナンス構築の必要性を強調し、その姿勢は広く支持されました。国内外において日本政府が国際平和と安全をどのようにリードしていくのか、第3委員会においてその取り組みについて下記要望事項をご勘案いただき強くアピールしていただきたく存じます。

具体的には：

1. 社会開発

- ① 社会開発の議題においては、昨今のデジタル共生社会の実現において、もっとも脆弱な人々、女性たち、子どもたち、高齢者、そして、障がいのある人々に対してもたやす格差の拡大と社会的疎外に対し、省庁、自治体、民間企業が推進している、女性たちに魅力のある政策が社会全体として家族と子どもの重視につながることを念頭に対策を講ずること；
- ② 高齢者の割合は、10年以内に開発途上国においてより高くなることが予想されている。しかし、

2025（令和7）年7月29日

外務大臣 岩屋 毅 様

国連 NGO 国内女性委員会委員長 紙谷雅子

第80回国連総会第3委員会におけるステートメントへの要望書

国連 NGO 国内女性委員会は 1957 年の創設以来、当委員会が推薦する「民間女性」が日本政府代表団の一員として国連総会第3委員会に参加し NGO からの要望を反映させる機会を様々に活かしてまいりました。昨今の多岐にわたる地球規模的な国際社会の危機的状況の中で、日本政府と市民社会のあらゆるステークホルダーとの協働とパートナーシップの形成がこれからはますます重要になると認識しております。今年度も NGO 代表者が国連総会第3委員会の政府代表団のメンバーとしてステートメント等で、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントをはじめとする人権課題について民主的ガバナンスの重要性を表明できる機会をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。

COVID-19のパンデミックは、地球規模の課題を浮き彫りにし、その後の国際社会に新たな共通の問題をもたらしました。ロシアのウクライナ侵攻、ガザ地区、ミャンマー、スーダン、イスラエル・イランなど地球の各地における非人道的な武力行使と非常に不安定な政情、また気候変動や感染対策などの課題解決には国際協調が不可欠にもかかわらず、グローバル・ガバナンスと多国間主義の機能不全など、多くの人が安心して暮らすことのできる状況にはないという事実は変わっていません。その中で日本は2023年初めから2024年末までの2年間、国連安全保障理事会非常任理事国として法の支配、平和構築及び核軍縮・不拡散を優先事項として掲げ、国際環境における平和及び安全の実現と維持に最大限貢献してきました。さらに、2023年から2025年まで国連人権理事会理事国となり、国際社会において平和と安全の維持という使命と責任を果たすべく、努力しています。昨年の G20 リオデジャネイロ・サミットにおいて、石破首相は、地球規模の課題解決に向けた協調と、グローバル・ガバナンス構築の必要性を強調し、その姿勢は広く支持されました。国内外において日本政府が国際平和と安全をどのようにリードしていくのか、第3委員会においてその取り組みについて下記要望事項をご勘案いただき強くアピールしていただきたく存じます。

具体的には：

1. 社会開発

- ① 社会開発の議題においては、昨今のデジタル共生社会の実現において、もっとも脆弱な人々、女性たち、子どもたち、高齢者、そして、障がいのある人々に対してもたらす格差の拡大と社会的疎外に対し、省庁、自治体、民間企業が推進している、女性たちに魅力のある政策が社会全体として家族と子どもの重視につながることを念頭に対策を講ずること；
- ② 高齢者の割合は、10年以内に開発途上国においてより高くなることが予想されている。しかし、

構造的な年齢差別に対して法的拘束力のある国際条約がなく、高齢者の権利保護、政策形成過程への参画、そして、テクノロジーへの公平なアクセスを優先すべきとの第79回第3委員会での議論を踏まえ、2020年に国連総会で採択された「国連の健康な高齢化10年」に基づく健康な高齢化の促進対策としての、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の普及が極めて重要であるということ；

- ③ 気候変動と海面の上昇がもたらす太平洋島嶼国への危険に言及し、経済成長と資源エネルギー安全保障と調和した脱炭素化の展開に言及した今年の第3委員会での日本政府の発言へのフォロー・アップ；
- ④ 8月に横浜で開催される第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）の成果について；
- ⑤ 9月22日に予定されている「第4回世界女性会議30周年」政府高官会合において、ジェンダー平等とあらゆる世代の女性たちのエンパワーメントに関する日本政府の方針；
- ⑥ 日本のグローバルファンドとGAVI（Global Alliance for Vaccines and Immunization）アライアンスにおける貢献について。

2. 女性の地位向上

- ① 令和7年度末で終了する第5次男女共同参画基本計画の成果目標の動向と現状課題、および第6次男女共同参画基本計画に向けた取組について；
- ② 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、女性支援新法）」が、交差性の問題を改善し、女性のエンパワーメントを実現する手法として官民協働で支援し、ジェンダー平等達成の推進力となりうること；
- ③ 政府が積極的に取り組んでいる女性・平和・安全保障（WPS）についてCSW69(2025)で女性のNGO団体と共催で好事例について紹介し、議論したことについて；
- ④ 選択的夫婦別姓の取り組み状況について、日本に先んじて夫婦別姓を導入している他国では、家族の絆に悪影響を与えたり、子どもへの悪影響を与えたりすることは報告されていない。現段階で日本において約95%が夫側の姓を選択しているが、男女不平等の歴史を表している数字ともいえる。多くの女性が改姓によって不利益を被っていることに鑑み、唯一同氏を強要する日本における選択的夫婦別姓導入を阻む要因と見通しについて；
- ⑤ デジタル格差の解消、SNS上の暴力の廃止、AIのアルゴリズムに組み込まれたアンコンシャスバイアスの解消に向けた取り組みや規制対策について指摘すること；
あわせて、日本における令和4年度から3か年計画で取り組まれている「女性デジタル人財育成プラン」による成果と今後のプランについて；
- ⑥ 「政治分野における男女共同参画推進法（候補者男女均等法）」の改正により、女性議員の進出に厚い壁となっていたセクハラ、パワハラ、マタハラなどハラスメントへの対応措置が講じられたことによる成果および今後の課題について；
- ⑦ 令和4年（2022）の改正で女性活躍推進法に基づく、「男女の賃金の差異」情報の開示が従業員301人以上の事業主に義務化され、男女賃金格差解消へ一歩踏み出したこと；

- ⑧ 教育分野において、女性の 科学・技術・工学・数学 (STEM) 領域への進学と職業選択を阻む社会的障壁として、1) 女性研究者の割合が低くロールモデルが少ないこと、2) 学校教育における女性管理職が少ないこと、3) STEM 領域や、研究者、管理職は、「男性が向いている」等というアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）などを是正する取り組みについて；
- ⑨ 「女子差別撤廃条約委員会(CEDAW)」にて昨年 10 月に開催された日本報告審議に関する成果（特に、指摘された肯定的側面および、課題への取り組み）について。

3. 犯罪防止・刑事司法、国際薬物取り締まり

- ① 組織犯罪に対抗するために地域的協力体制が不可欠な実例として、the ASEAN Cybersecurity Cooperation Strategyの成果である東南アジアを拠点とする、インターネットを利用した詐欺 cyberscams 犯罪への対応及び国連総会に提出されたサイバー空間における犯罪条約について；
- ② 2026 年の第 15 回犯罪防止刑事司法会議に向けての国際組織犯罪、違法薬物取引と腐敗等について日本の取り組みについて；
- ③ 「国際的な犯罪組織の防止に関する国連条約を補足する人（あらゆる世代の女性たち）の取引を防止抑止処罰するための議定書」（人身取引議定書）に基づく人身取引対策行動計画に基づいた人身取引対策推進会議の進捗状況と人身取引（売春などの性的搾取、児童労働、強制婚、臓器移植）対策、特に女性や児童ポルノをはじめ子どもの性的搾取に対する日本政府の施策を示すこと；
- ④ 再犯防止のための更生と社会復帰に関する犯罪防止と薬物取り締まりに関する戦略案を開発する専門家会議に対する日本の立場について。

4. 子どもの権利

- ① 国際社会における子どもに関する最大の関心事は「紛争地帯の子どもたち」だけでなく、子どもたち全体に対する（身体・性・心理に対する）暴力であり、搾取である。日本の場合、令和 3（2021）年に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（教員性暴力等防止法）」と連動して令和 6（2024）年から施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（子ども性暴力防止法）」を前提に、令和 8（2026）年から予定されている性犯罪に関する前歴の有無確認を可能にするデータベースの運用予定について；
- ② 子どもに関する相対的貧困率 (11.5%)、ひとり親世帯貧困率 (44.5%)、ヤングケアラー (2.9%) などの問題に関わる子どもの貧困対策として、平成25（2013）年に成立した「子供の貧困対策の推進に関する法律」が令和6（2024）年に「貧困解消」を強調して大幅に改正施行され、「子どもの養育・教育・医療などが環境によって左右されることがない」とその目的と基本理念が明確にされ、支援の充実が図られていることについて；
- ③ デジタルディバイド対策と同時に、インターネットによる危険（ネット依存、いじめ、性被

害、プライバシー侵害)から子どもを守り、子どもの権利を擁護する施策、デジタルリテラシー教育について；

- ④ 国内での小中高校生の自殺者数(513名)、また児童相談所への児童虐待相談件数(21万9170件)は過去最高となっており、これらの背景と対策について；
- ⑤ 障がい者権利委員会(CRPD: Committee on the Rights of Persons with Disabilities)で指摘された障がいのある子どもの権利としてのインクルーシブ教育への進捗状況について。

5. 先住民族の権利

- ① 先住民の権利に関し、世界文化自然遺産の保護に関する条約に先住民の代表が参画するための基金に関する日本の立場、アイヌ施策推進法等について；
- ② 2020年のアイヌ訴訟における、アイヌ民族の「先住権」範囲、経済活動を含む文化享有権の解釈について、国際的な潮流と日本の法解釈の隔たりについて。

6. 人権の向上と保護、人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容、民族自決権、難民・避難民・帰還民

- ① 国家の平和的共存を支持する日本政府として、2024年、国連緊急総会において、パレスチナの国連加盟を支持する決議案が採択されたことに鑑み、安全保障理事会での拒否決議再検討を期待すること；
- ② 2022年からのロシアのウクライナ侵攻、2023年からのイスラエルとパレスチナをめぐる戦闘では、国際法、国際人権法と国際人道法が蹂躪されている。人間の普遍的な人権、人道の侵害についての認識を各国と共有し、紛争地域における国際人権法の尊重、国際人道法の実現、国家間の法の支配、国際平和維持を積極的に提言すること；
- ③ 日本が締結している自由権規約(ICCPR)、社会権規約(ICESCR)、児童の権利条約(CRC)、人種差別撤廃条約(ICERD)、拷問等禁止条約(CAT)、強制失踪条約(CPPEF)、障害者権利条約(CRPD)などを実施する政策、その成果、課題と取り組みについて過年度からの進捗状況を示すこと；
- ④ 北朝鮮による拉致は甚だしい人権侵害であり、徹底的に追及すること；
- ⑤ 訪日外国人観光客が急増し(2024年は3600万人)、また在留外国人も過去最多数(2024年には376万人)と急激に増加しているにも拘わらず、排斥的なヘイトスピーチ、現代奴隷を生み出す外国人の就労政策、人種差別を疑わせる社会環境の整備不足などを踏まえ、外国人との共生社会に向けた取り組み、課題と方策について述べること；
- ⑥ 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が、締結国に対し、1951年の難民条約と1967年の選択議定書の文言並びに精神に忠実にその義務を共同して果たすよう求め、国際的に保護が必要とされる人々を適切に認定し、亡命申請を処理するよう求める報告書が提出された。それに対し、2024年に成立した「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」及び「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部

を改正する法律」が条約の精神を的確に反映するかどうかも含め、難民受け入れに対する日本政府の方針と、人権理事会理事国として国際社会での立場を踏まえ、難民を受け入れている国の諸問題についても、包括的な見解を述べること。

以上、国内外において日本が国際平和と国際人権に率先して貢献する姿勢を第3委員会において強くアピールする機会を生かしていただきたく、よろしくお願いいたします。 以上